

女性の年金権問題

公文 昭夫

1. 女性の年金権確立の第一歩、それは基礎年金の全額国庫負担の道しかない

99年年金「改定」をめぐって、女性の年金権問題が、あらためて大きな話題となっている。

その契機となったのは、雇用労働者の被扶養者である専業主婦、すなわち1200万人の第3号被保険者問題の論議であった。97年5月から本格的論議をはじめた年金審議会は、主要検討項目のなかに第3号被保険者問題をあげてはいた。この検討項目自体が厚生省官僚のつくった最終報告（親書）へむけてのレジメであることは明白だが、そこにはたいへん目的意識的要素があったと思われる。いうまでもなく99年年金「改定」へむけての厚生省の基本方針は、97年12月5日に公表された『5つの選択肢』を主軸とした「負担増」（要するに国庫負担削減分を穴うめさせる増収対策）と「給付抑制」（支出の削減）である。この方針にもとづいて、98年2月の『年金白書』（本邦初）、5月の有識者調査結果が公表され、「改定」止むなしの世論操作をおこなってきた。それはまた年金審議会の議論にも枠をはじめ、予定どおりの意見書（10月9日）発表へと誘導してきたといえる。この世論操作はたしかに一定の効果を発揮すると同時に、思わぬ副作用も生んだ。一定の効果とは女性の年金権確立問題を専業主婦から直接金をとるかどうかをめぐる女性間対立、意識の分裂に矮小化したということだ。目的意識的に厚生省が議論の舞台をしつらえたというのは、このことである。しかしまともな労働組合女性部や女性団体はこうした策動に明確な拒否反応を示し、あらためて真

に女性の年金権を確立する行動を組織することになった。厚生省にとっては思いがけない副作用、反撃であったといえる。こうした女性の年金権確立をめざす運動を全国民のための年金改革とセットで持続させることの重要性が痛感される。¹⁾

厚生省はもともと第3号被保険者問題について、真剣な議論を期待していたわけではない。今次「改定」の理念と具体的手法の核となっている『5つの選択肢』はもちろんのことだが、その添付資料である『給付と負担の均衡を図るための主な手法と保険料の影響』²⁾のなかでも、第3号被保険者問題には一言もふれていない。はじめからやる気はなかったのである。審議会の主要検討項目のひとつには掲げたものの、落とし所は「現状維持」、適当に論議させておけばよいということであったと思う。審議の過程で刊行された『年金白書』でも、①女性の年金権の確立は、85年「改定」（基礎年金の創設）で一応のカタはついている。②単身の女性、共働き女性、さらには自営業の主婦などから「不公平」という意見もあるが、専業主婦自らは収入がないので、結局は夫の収入から負担することになる（世帯単位で考えざるを得ない）。遺族年金の廃止にもつながるし、未納、未加入を促進することにもなる。したがって現実の社会状況を踏まえると、専業主婦年金の個人単位化はむずかしい、という否定的な観点で記述されている。心にくい？ 演出だが、『年金白書』の「第3号被保険者制度」の記述（229頁～234頁）の次の頁（235頁）には、識者の意見を聞く欄が掲載さ

特集・社会保障の現局面をさぐる

れ、上智大学の堀勝洋氏（元厚生省官僚）に「第3号被保険者制度は必要です。この制度を廃止して収入のない専業主婦にも定額の保険料を納付させるべきだとする意見もありますが、定額の保険料は逆進的であり、低所得の世帯の妻が無年金になるといった問題があります」などと語らせている。当然のことながら、ここでは収入のない専業主婦を保険料徴収の対象とし、取りっぱぐれのない巧妙、悪質な手法として全労働者の保険料のなかでまかなうという85年「改定」を起点とした現行制度の本質的矛盾、基本問題は無視されている。

予定どおり年金審議会の意見書は、結論として「現状維持」となった。意見書のなかでは、第3号被保険者制度の見直しについて「次期制度改正においては困難」とし、検討会を設けて今後も議論するとされている。まあ、ゆっくりやりましょうという、当座しのぎのごまかしである。あとでも述べるが、第3号被保険者制度の矛盾の解消、1200万人の専業主婦に男女平等、全国民の平等の権利を確立する道は、まず社会保険方式の基礎年金を全額国庫負担（税方式）に改革する以外に無い。そのためのワン・ステップとして99年通常国会での国庫負担増額（3分の1を2分の1へ）の実現が緊急の課題となっている。意見書の基本的視点は、この方向を全面的に否定しているわけだから、第3号被保険者制度の見直しを含めた女性の年金権確立をめざす舞台の幕があがるわけがない。とにかく、厚生省の意図は、100%つらぬかれたといえよう。

2. 99年「改定」の内容と問題点

10月28日に厚生省は、99年年金「改定」の骨子となる21世紀の年金制度と銘うった「改正案」を公表し、自民党政府との調整にはいつている。その内容は、表1のとおりである。『5つの選択肢』を軸として、予定どおり「負担増」と「給付抑制」を原則とした3つの案を提示している。

第1案が有力とされているが、保険料は『5

つの選択肢』のC案どおり現行保険料の50%値上げ（厚生年金17.35%を26%まで値上げする）、国民年金にいたっては月1万3300円を2万3000円まで大幅に値上げする計画である。たいへん悪質なのは、年金額は5%のダウンと、いかにも「たいしたことはない」と思わせるものになっているが、実質は25%の切り下げとなる（同改正案に添付されている『参考資料・各改正案における改正項目の最終保険料率への影響』では、給付水準の適正化（給付額ダウン）では「25%程度」と明記されている）。年金額は5%ダウンだが、総支給額の25%ダウンという根拠は、年金支給開始年齢（報酬比例部分）を段階的に65才とする。すなわち、94年「改定」で決められた半額程度の年金支給という制度が廃止される。1才のばされる人は年間約130万円、5才のばされる人は約650万円がファイになるわけだ（表2）。賃金スライドが廃止される。在職老齢年金による年金額引き下げの年齢が69才まで延長されるなどの「改定」によって、実質的に年金額が削られることによる。こうしたごまかしの数字の操作とあわせて、支持率の低迷する自民党小渕政権、99年に予定される統一地方選をにらんだ「政治判断」という名による二重のごまかしがおこなわれている。それは、当分の間保険料値上げを「凍結する」というリップ・サービスである。あたかも、99年年金「改定」では保険料値上げの「改定」をとりやめたという印象をばらまいているが、事実とはまったくちがう。99年度に予定する「2.15%」の保険料値上げ（この値上げ計画は94年「改定」で決めていたもの）のみをしばらくのあいだ先送りするというだけのことである。もちろん、そうした緊急の措置で国民の反発をそらさざるを得ない情勢をつくったのは一昨年末の医療保険改悪反対闘争から連続する年金、介護保険などの負担増反対、消費税3%への引き下げをもとめる国民的運動の高揚であり、その成果でもある。しかし、将来へむけての保険料値上げは、予定どおり改悪案と

して登場してくるのである。もちろん、年次「改定」には、女性の年金権、女性にかかわる年金改善はまったく無い。悪質な「だまし」のテクニクは、これからの運動のなかでしっかり暴露していかなければならない。

表1 厚生省の年金「改革」案のポイント

		第1案	第2案	第3案
給付	厚生年金の報酬比例部分	支給開始年齢	段階的に65歳に遅らせる	現行の60歳のまま
		支給水準	5%カット	15%カット 10%カット、基礎年金(国民年金)も10%カット
	賃金スライドなど	賃金スライドは廃止。働く高齢者の年金カット(現在は60代前半)を60代後半にも延長		
保険料	厚生年金の最終保険料	月収の17.35%を26%に(ボーナスを含めた年収では20%)		
	国民年金の最終保険料	月額1万3300円を2万3千円に	同2万1千円に	

資料・平成10年10月厚生省年金局「年金制度改革案」より作成

表2 130万円から650万円の大損・支給開始年齢の「改定」

支給年齢	生年月日	支給方法
61才	昭16年4月2日 ～18年4月1日	60才から1年間報酬比例支給 ・61才から満額
62才	昭18年4月2日 ～20年4月1日	60才から2年間報酬比例支給 ・62才から満額
63才	昭20年4月2日 ～22年4月1日	60才から3年間報酬比例支給 ・63才から満額
64才	昭22年4月2日 ～24年4月1日	60才から4年間報酬比例支給 ・64才から満額
65才	昭24年4月2日 ～28年4月1日	60才から5年間報酬比例支給 ・65才から満額
65才	昭28年4月2日 ～30年4月1日	61才から報酬比例のみ・65才から満額(60才から1年間年金ゼロ)
65才	昭30年4月2日 ～32年4月1日	62才から報酬比例のみ・65才から満額(60才から2年間年金ゼロ)
65才	昭32年4月2日 ～34年4月1日	63才から報酬比例のみ・65才から満額(60才から3年間年金ゼロ)
65才	昭34年4月2日 ～36年4月1日	64才から報酬比例のみ・65才から満額(60才から4年間年金ゼロ)
65才	昭36年4月2日以降～	65才から満額 (60才から5年間年金ゼロ)

- (注) ①厚生年金男性、共済年金男女の場合
 ②厚生年金女性には、これより5年おくれ
 ③ひきのばしによる損失の数字は、厚生省の提示している報酬比例部分、99年度で10万8000円で試算
 1年のばされる人 10.8万円×12ヵ月=129.6万円
 5年のばされる人 10.8万円×12ヵ月=648万円

3. 女性の年金権「未確立」の歴史的原点

女性の年金権「未確立」の問題は、そのこと自体、日本の年金制度の後進性(理念および具体的制度の双方で)を意味している。したがって女性の年金権確立の課題は、そのまま日本の年金制度全体の基本的改革の課題という位置づけとなる。

そうした意味で前項では、99年年金「改定」の基本問題および「改定」のポイントのあらましについてふれた。この項では、今なお日本の年金制度がかかえている基本的矛盾、致命的欠陥を縦軸としながら、女性の年金権問題の歴史的推移をみてみようと思う。年金の歴史にかかわる女性の基本的権利、運動などについては、専門家のみなさんに補足、修正をしていただければ幸いである。

この小論の冒頭で、99年「改定」を契機として「あらためて」女性の年金権問題が話題になっている、と書いた。その理由は、歴史的にみて、幾度か女性の年金権問題が、制度論あるいは、それをもとめる運動として改革の課題になってきているからである。その流れをとりあえず大雑把にふりかえってみたい。

まず第1段階が、近代的年金制度が国家的法律としてスタートする労働者年金保険法(41年成立・44年に厚生年金保険法となる)の創設期である。この制度創設の目的が、侵略戦争遂行上(41年に太平洋戦争爆発)の生産力増強対策、同時に「巨額の保険料収入による責任準備金の積立こそその狙いであった。いうまでもなく零細な労働者の賃金を吸いあげて、戦時生産力の資金に役立たしめようとするものであった。まさに戦費調達の手段であったといわざるを得ない」(『日本社会保険制度史』・佐口卓著・77年発行・勁草書房278頁)という性格をもつものであったことは周知のとおりである。さらにこの法成立前の論議のなかでは、老齢年金の支給開始年齢をめぐって55才にするか60才にするか

特集・社会保障の現局面をさぐる

で意見が交わされたが、年齢よりも「資格期間」を長くしたほうが活用（戦費に）できる積立金確保に有利ということで、「20年」（現在はさらにのばされ25年となっている。85年「改定」）とされた。

戦争遂行のための生産力増強ということから、まず加入させられたのは生産現場の男子「筋肉」労働者および炭鉱、金属鉱山の坑内労働者である。事務等の労働者と女性労働者は頭から除外された。女性除外の背景には、こうした戦争遂行上、直接的戦力に役立たないという理由もあったが、労働者の軍需産業への足どめ、長期雇用を通じての資金調達という点からみてもプラスにならない（結婚による退職などで長期保険に役立たない）という財界の意志があったとみてよい。同時に、女性は結婚したら家庭に帰り、夫そして「後顧の憂いなく」働かせ、戦場にいかせる役割をはたすもの、いわゆる夫（男）の従属物という明治維新以来の封建思想、軍国主義思想が、その根底にあったことはいうまでもない（44年の改定で事務系労働者を加入させたが、そのついでに女性の加入も認められた）。

近代的年金制度創設のなかに横たわる基本理念と制度組立ての構造は、今日なお姿形を変えながら維持され、生きつづけていることに注目しておかねばならない。

そのひとつは、老齢年金の基本となる目標が、国民の老後や障害、遺族の保障にあるのではなく、零細な生活費のなかから第2の税金として保険料を吸い上げ、長期にわたって莫大な積立金を確保し、それを政府（自民党を軸とした連立政権も含む）のスポンサーである大企業（財界）の意のままに使う、という国家的強制貯蓄におかれているということである。労働者年金保険法創設の論議の過程で、当初反対の意見を表明していた経営団体が一転して賛成にまわった理由は、この強制貯蓄（積立金）が軍需産業を通じて大企業のもうけに直結すると判断したからにはほかならない（『日本社会保険制度史』・

前掲書）。年金経営を通じて生み出される毎年10兆円前後の黒字、その積立金が204兆円（厚生年金基金積立金を含む・平成9年度版社会保障統計年報）に達しているという世界に例をみない財政方式の現実が、このことを立証している。この目標、目的に貢献度の低い女性は、常に年金の権利、制度改革の具体的課題からも除外されるというわけだ。

第2に、年金保険法創設以来、半世紀、57年間を経過しながら、なお女性の年金の位置づけについて人間個人としての権利が確立されていないということである。年金審議会の意見書（98年10月9日）でも、いぜんとして個人単位か世帯単位かの結論は先送りされている。最低保障の年金額をいくりにするかは、基礎年金の全額国庫負担という枠組みの抜本改革の実現とあわせて確定すればよいことである。しかし、年金権の理念はILOの世界人権宣言、日本国憲法に照らすまでもなく、人間一人一人のもつ個人の権利であることは、世界の常識である。すでにイギリスでのビバリッジ・プランによる社会保障制度構築の歴史の到達点ですら確認しようとしないうる日本政府の「うなぎ問答」継続の背景には、戦前からの女性べっ視の思想のくびきがあるとしかいいようがない。中央大学教授の工藤恒夫氏と、この問題で話し合ったとき、氏は「女性の年金権利確立という課題は、すでに欧米では決着済みだ。今だに、こうした問題が大きな課題になるのは日本ぐらいじゃないでしょうか」と言っておられた。

第3に、老齢年金を支給されるための受給資格期間25年は、世界の年金制度の現状（長いところでも10年。全額国庫の基礎年金を実施している国ではゼロ）からいって、まさに常軌を逸している。この長期の資格期間が、社会福祉制度・施設や女性、母性保護施策の不備ともあいまって、女性の年金支給を阻害し、支給額を大幅に引き下げる要因となっている。94年「改定」時には、全会派一致で「基礎年金増額」とあわ

せて「受給資格期間の短縮」を付帯決議しているのに、今回「改正案」(10月28日発表)では、何の説明もないまま見送られている。

4. 社会保障制度審議会の50年勧告と国民年金創設

こうした年金制度スタート時点からの女性の年金権問題に、一定の前進を図ろうと意図したのが、50年10月16日に公表された社会保障制度審議会(総理大臣の諮問機関・大内兵衛会長)の「社会保障制度に関する勧告」である。敗戦後の混乱期にまとめられたものとしての弱点もあったが、社会保障制度の基本に日本国憲法25条の基本理念をすえ(すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する)、「これは国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意である。これはわが国も世界のもっとも新しい民主主義の理念に立つことであって、これにより旧憲法にくらべて国家の責任は著しく重くなったといわねばならない」と格調高く前文でうたいあげている。聞くところによれば、この前文は、すべて大内兵衛会長みずからの執筆になるといわれている。昨今の審議会の建議や意見書は、すべて厚生省官僚の作文であり、意気込みのちがいを感ぜさせる。

この勧告のなかの「年金制度」の項では、すべての国民を対象とすることが「望ましい」(原則として、すべての個人に権利を与える)とし、しかし、戦後の経済状態からいって、「(経済状態が)十分回復するまで待たざるを得ない」と言っている。現実には「十分に回復した」60年代以降も、こうした原則は切り捨てられてきた、というのが一貫した日本の大企業とその政府、歴代政権の年金政策である。

勧告では「望ましい方向」へむけての当面の措置として「無拠出年金制度を考慮することを適当とする」という制度改革を提言していた。つまり、農漁民、自営業者の年金権確立を中心にした提言だが、これとあわせて年金に加入で

きない女性を含めた年金権の確立へむけての切り口であったと思われる(以上、社会保障制度審議会勧告の引用は、「戦後の社会保障資料・社会保障研究所編・至誠堂・68年刊」による)。

この勧告は、女性の年金権確立を論議し、運動化する大きなチャンスであったが、この年朝鮮戦争が起こり、アメリカ占領軍と当時の政府が一体になって、勧告自体をほうむり去った。これがいわば、第2段階であったと思う。

第3段階が、60年安保をはさんだ国民年金法の創設である。農漁民、自営業者への年金権確立と称して、当時の岸内閣の手で59年に定額保険料、定額年金の国民年金法が成立した。61年から保険料を徴収する拠出制国民年金がスタートする。形式的には、この時点で自営業の女性には世帯単位で組み立てられてきた従来の日本の年金制度(厚生年金、共済年金)とはまったく異質の個人単位の年金権が与えられることになったといえる。この無原則ともいえる世帯単位と個人単位の年金制度の同居が、今日にいたるまで、さまざまな混乱と矛盾を温存させている。本来ならば、この時点で社会保障制度審議会が不十分ながら提唱していた全額国庫負担(無拠出)の最低保障年金をつくり、どのような職種であろうと、被保険者であろうと、すべての女性に平等の年金を保障する制度構築を実現させるべきであったのである。いうまでもなく当時の大企業および自民党政権は国民年金を通じての収奪(61年、国民年金加入者1800万人)にのみ目をむけ、女性の年金権確立、制度改善など一顧だにしなかった。このため、サラリーマンの被扶養者(現第3号被保険者)である妻たちは、従来どおり雇用労働者の年金の添物としての加給年金(現在でも、基礎年金受給年齢65才になるまでは、ほぼ月1.8万円程度が支給されている)を基本とし、希望すれば国民年金に加入できるという「任意加入制度」をつくることでお茶を濁したというのが、国民年金法成立のてんまつである。ただ、幾度もいうように形式

特集・社会保障の現局面をさぐる

的には自営業に従事する女性は、個人単位の年金権をもつことになった。したがって、国民年金には遺族年金という概念がない。制度的には限定つきの死亡一時金と母子年金があるというかたちになっている。しかし、今日の不況の深刻化と毎年一方的に値上げされる保険料（98年度月1万3300円。99年「改定」では将来2万3000円まで値上げする計画）が生活を圧迫し、将来無年金者となる「滞納者」を続出させている。つまり自営業に従事する女性の年金権は実質的に「空洞化」しているのである。ここにも、「保険主義」オンリーでは、女性の年金権確立などとうてい不可能という厳粛な事実がある。

5. 「基礎年金」と第3号被保険者制度の背景

第4の段階は、73年の年金統一ストライキ、オイル・ショックを軸にした経済危機、財政危機からスタートする「基礎年金」創設をめぐる攻防の時期である。この70年代から、80年代の臨調「行革」の政治に連動していく時期は、年金制度の改革にとって、きわめてダイナミックで主要な転機の時期でもあった。

大企業および自民党政府を中心とした当時の政治経済政策の基本は、自民党政権と大企業のもうけ確保のサバイバルをかけて、財政危機の回避をはかることにおかれた。そこから生まれてきた3大政策が、国債発行（今日の経済危機の原点）、大型間接税導入（89年竹下内閣の手で消費税創設）、年金をはじめとした国民生活関連予算を削減していく「行革」（80年代からの社会保障連続改悪の出発点）である。

臨調「行革」の準備（助走）は、70年代からはじまった。それを女性の年金権問題の視点からみると、ひとつは大企業の低賃金労働力再編成という雇用対策の標的に新たな女性労働力（専業主婦のパートタイマーをはじめとして）の創出がかかげられた。その労働力に対して、まずは被扶養者の加給年金、国民年金の任意加入と

いう低劣な年金給付の底上げを「アメ」として与える必要があったと思われる。もうひとつは、その裏側で（これが本命のねらいであった）いかにして大企業の年金保険料企業負担をおさえるか、という視点があった。さらに、第3には年金をはじめとした国庫負担の削減である。

こうした政府、財界の動きに反発し、国民生活改善をめざす要求、行動とあわせて急速に高まってきた、もうひとつの大切な側面がある。それは国際的な婦人運動の発展、その日本への影響と運動の高揚である。67年の国連22回総会で採択された「婦人に対する差別撤廃宣言」にはじまり、75年の国際婦人年世界会議における世界行動計画の採択（このなかでは社会保障の権利について「1国の社会保障制度上の婦人に対する差別的待遇は最大可能なかぎり廃止すべきである」「年金が家事労働をもカバーするよう適切な措置をとるべきである」と記されている）。79年の第3回国連総会で採択された「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」、そして81年に発表された「国内行動計画」の「老後における生活の安定」の項では、「年金制度の中における女性の位置づけを、男性に扶養される者という立場から独立した個人としての立場に改める方向で年金制度全体の抜本的見直しを行う必要がある」と提言されている。国内外の女性運動の高揚のなかから、女性の年金権確立についても、理念、システムの両面で明確な方向がうち出されてきたといえる。

こうした背景のなかで、77年には、2つの主要な「公的」意見が発表される。1つが77年12月20日に公表された社会保障制度審議会の建議（皆年金下の新年金体系）である。この提言では、女性も含めた全国民に平等の年金（権）を支給する全額国庫負担の「基本年金」を創設する。2階建の部分として保険料を中心に額をきめる社会保険年金を上をせするという構想であった。これにたいして厚生大臣の私的諮問機関である「年金制度基本構想懇談会」が、同年

12月9日に中間報告を発表している。ここでは理念としては、個人単位の年金権の保障をうたいながらも、社会保険方式を堅持する「基礎年金」の創設と2階建部分(厚生年金、共済年金)の上乗せ案を提唱していた(以上、両審議会の建議、中間報告の概要一覧は、拙著『あなたの年金問題』・学習の友社に掲載している)。この2つの提言は、大蔵、厚生官僚の強引な手法で、結局、後者(年金制度基本構想懇談会)に軍配があげられた。全額国庫負担などとてもない。「行革」の基本方針にもとる、ということで保険に入って保険料を払う人にだけ給付がおこなわれるという、社会保障制度の理念に反する社会保険主義オンリーの「基礎年金」、80年代臨調答申にもとづく85年年金「改定」へと連動する流れとなる。

この85年「改定」で、今日大きな課題となっている第3号被保険者制度が「婦人の年金権確立」の伴奏とともに誕生する。この制度創設の真のねらいが、1200万人の専業主婦から1号被保険者と同じ保険料を取る、という大增収戦略にあったことは明らかである(単純に計算しても現在なら年間1兆9000億円の増収となる)。それを取りつづぐれない方法として、全労働者の保険料に含めるという不当な手法を導入した。もともと専業主婦を、個人単位の年金として確立するという論議としては、厚生年金、共済年金の枠内で企業の負担を新たに導入するという意見もあったのである³⁾。それを国民の保険料とわずかな国庫負担による「基礎年金」にすりかえた背景には、国の負担削減(それはまた不公平税利を温存する結果につながる)と大企業の年金財政負担を免罪する意図もあったといえる。その第3号被保険者から直接保険料を取る、などという「改革」が、女性の年金権確

立とはまったく無縁のものであることはいうまでもない。問題の本質は、原則として収入の無い専業主婦(それは20才以上の学生から保険料の払えない低所得階層まで含めて)を保険料徴収の対象とするという基本的な理念と構造にある。その解決策は、すでに全世界15の国(低所得者を対象とした無拠出の最低保障年金制度を導入しているところを含めると27になる)が実施している最低保障部分の全額国庫負担(税金を通じての所得再配分)方式の採用である。

紙数がつきたので、これ以上くわしいことは述べられない。機会があれば、『98年度婦人白書』の拙稿(ほるぷ出版)、『99年年金大改悪』(学習の支社、拙著)などを参照していただければ幸いである。

注1)98年7月の全労連大会で提起された「年金改革案」、同7月の連合主催の年金シンポジウムに提起された年金改革案では、いずれも第3号被保険者問題の解決の方向として、基礎年金の国庫負担増、全額国庫負担(税方式)への道すじが確認されている。女性団体では4月にフォーラム「女性と労働21」福祉社会将来ビジョン検討部会(座長大沢真理氏)が提言を発表。10月に新日本婦人の会が、女性の年金権確立の政策を発表している。また「労働運動11月号」の大関清子氏の論文「賃金と社会保障」10月上旬号の杉井静子氏の論文なども女性の年金権確立の基本に「基礎年金を全額国庫負担」とすることを据えている。

2)この文書は「参考資料」としているが、内容は支給開始年齢、スライド、保険料値上げ、年金額切り下げ、総報酬制導入など今「改定」の具体的項目への考え方と数理的試算が盛りこまれたものである。『5つの選択肢』の呈示とあわせて97年12月5日に公表された。

3)62年の社会保障制度審議会建議では「妻自身のための老齢年金を労働者に対する年金制度のなかに設ける必要がある」と提言していた。日本共産党は77年6月の「日本経済への提言」のなかで「労働者の妻の年金権を確立する」として、同様趣旨の意見を述べたうえで「財源は保険料労使折半方式の3対7方式への是正などにより、現行労働者負担は引上げずに十分まかなえる」と言っていた。

(会員・年金実務センター代表)